

(医) 社団清永会矢吹病院 医療機器安全管理委員会規約

(目的)

第1条 (医) 社団清永会矢吹病院 医療機器安全管理委員会（以下「委員会」という）は、院内で使用する医療機器の保守点検、管理、修理及び医療者への医療機器の操作教育を実施し、患者に対して安全・安心できる医療の提供を目的とする。

(委員会の職務)

第2条

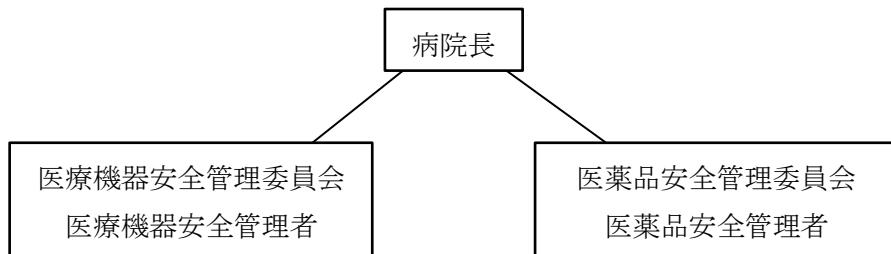
- 1) 委員会は第1条の目的を達成するため、委員会で次の事項を検討し院長へ報告するものとする。
 - 2) 医療機器安全管理者を1名任命し、以下の所掌事務の実務状況を把握するため医療機器安全管理者から報告を受ける。
 - ・ 医療従事者に対する医療機器の安全な使用のための研修の実施に関する事。
 - ・ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施に関する事。
 - ・ 医療機器の安全な使用のために必要な情報の収集に関する事。

(委員会の組織)

第3条 委員会の構成は次の通りとし院長が任命する。

- 1) 委員長 副院長
- 2) 委員 院長、診療部長、放射線科、臨床検査科、リハビリテーション科、外来看護部、手術室看護部、透析室、病棟看護部、医療安全事務局担当者
- 3) 事務局担当者 臨床工学副技士長（医療機器安全管理者）
- 4) 委員長は必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

【医療安全に係る組織図】



(委員長の職務)

第4条

- 1) 委員長は委員会を招集しその議長となる。

- 2) 委員長に支障のある時は、予め委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第5条

- 1) 委員長及び委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 2) 再任は妨げないこととする。

(委員会の開催)

第6条

- 1) 委員長は原則として 6 ヶ月に 1 回、定期的に委員会を招集する。
- 2) その他、委員長及び委員が必要と認めた場合、臨時の委員会を開催することができる。

(議事の記録、保管)

第7条

- 1) 委員会の議事は、事務局担当者（または事務局担当者が任命する委員）が記録し、資料と共に医療機器室において保管し職員に対し開示する。
- 2) 重要なものに関する記録は議事録を作成して 3 年間保管する。

(委員会の事務)

第8条 委員会の事務は事務局担当者を責任者として臨床工学部において処理する。

(補足)

第9条 この規約に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この規約は平成 19 年 6 月 27 日から施行

平成 20 年 5 月 1 日一部内容を改定

平成 22 年 5 月 1 日一部内容を改定

平成 24 年 7 月 1 日一部内容を改定

平成 25 年 5 月 1 日一部内容を改定

平成 26 年 4 月 1 日一部内容を改定